



人口の動き 10月1日現在 人口67,570人(前月比-36人) 男34,738人女32,832人世帯数32,627世帯

## 11月20日は八街市長選挙・八街市議会議員補欠選挙の投票日

この選挙は、市政を託す人を選ぶ身近な選挙です。棄権することなく、投票しましょう。

### <投票日>

11月20日(日) 午前7時～午後8時

### <期日前(不在者)投票>

場市役所第4庁舎第4会議室

時11月14日(月)～19日(土) 午前8時30分～午後8時

### <期日前投票>

場イオン八街店

時11月16日(水)～19日(土) 午前10時～午後7時

### <お持ちいただくもの>

#### 投票所入場整理券

投票所入場整理券は、世帯主を含め4人まで記載してある圧着式の郵便はがきでお届けします。複数人分の記載がある場合には、各自切り離してお持ちください。投票所入場整理券が届かない場合や、紛失された場合でも選挙人名簿に登録されている方は投票できますので、投票所受付にその旨お申し出ください。

※投票所入場整理券は投票所の受付をスムーズに行うためのものですので、お持ちでない場合は、本人確認に多少時間がかかることがあります。



八街市選挙管理委員会HP

### 【投票所一覧表】

投票区	投票所名	地区名
第1投票区	八街市役所第4庁舎第4会議室	一区
第2投票区	二区青年館	二区、七区
第3投票区	三区コミュニティセンター	三区
第4投票区	八街中央中学校北棟会議室	四区、五区、ライオンズガーデン
第5投票区	六区農村集落センター	六区
第6投票区	大東区コミュニティセンター	大東
第7投票区	文違コミュニティセンター	文違、喜望の杜
第8投票区	八街北中学校体育館	住野、藤の台、八街・榎戸学園台
第9投票区	八街北小学校体育館	榎戸、泉台
第10投票区	富山コミュニティセンター	富山、大関
第11投票区	みどり台コミュニティセンター	真井原、みどり台
第12投票区	西林コミュニティセンター	西林
第13投票区	スポーツプラザ体育館	夕日丘、希望ヶ丘
第14投票区	四木区コミュニティセンター	四木
第15投票区	滝台区コミュニティセンター	滝台
第16投票区	山田台コミュニティセンター	山田台
第17投票区	南部老人憩いの家	沖
第18投票区	大谷流コミュニティセンター	大谷流、小谷流、勢田
第19投票区	用草公民館	根古谷、岡田、用草
第20投票区	東吉田集会所	東吉田
第21投票区	川上小学校体育館	吉倉、砂、ガーデンタウン
第22投票区	上砂やすらぎの家	上砂
第23投票区	朝日区コミュニティセンター	朝日

### 指定病院や施設での不在者投票

指定病院や施設に入院(入所)中の方は、病院や施設で投票することができますので、院長または施設長にお申し出ください。

### 【市内の指定病院・施設】

新八街総合病院、南八街病院、アビタシオン白松、コート・エミナス(従来型・ユニット型)、風の村、手と手と手、空(従来型・ユニット型)、ゆかり八街西林、コスモ・ヴィレッジ、ひだまりの里、さんふらわ

※市外の指定病院や施設でも不在者投票ができます。

### 郵便投票

身体に重度の障害があり「郵便投票証明書」の交付を受けている方は、投票用紙などの交付を請求することができます。投票用紙などの請求期限は、11月16日(水)です。

### 特例郵便等投票

新型コロナウイルス感染症により療養などをされている方で、一定の要件に該当する方は、郵便などにより投票することができます。

### 代理投票

身体障害やけがなどで、ご自身で投票用紙に候補者名などを書けない方は、代理投票ができますので投票所の係員にお申し出ください。代理投票とは、本人に代わって投票所の係員2人が投票補助者となり、1人が代筆し、他の1人が立ち会って投票を行うものです。(家族や付き添いの方は代筆できません)

### 点字投票

投票所には、点字投票用紙と点字器具を用意してありますので、点字投票を希望される方は、投票所の係員にお申し出ください。

### 選挙公報

選挙公報は、11月16日(水)ごろ、新聞折込で配布します。また、次の施設には、選挙公報を備え置きます。

八街市役所・総合保健福祉センター・中央公民館・図書館・スポーツプラザ・児童館「ひまわり」・老人福祉センター「ゆうゆう」・南部老人憩いの家

JR八街駅・八街郵便局・文違郵便局・川上郵便局・山田台郵便局・榎戸駅前郵便局・南八街郵便局

### 開票は即日

開票は、投票日当日の午後9時から八街中学校体育館で行います。

### <八街市長選挙・

### 八街市議会議員補欠選挙の立候補受付>

時11月13日(日) 午前8時30分～午後5時

場市役所第1庁舎第1会議室

みんなできれいな選挙を推進しましょう

### 投票所における新型コロナウイルス感染症対策

#### ○選挙管理委員会が行う主な対策

- ・消毒用アルコールの設置、受付などに飛沫防止用パーティションの設置
- ・投票管理者、立会人、職員のマスク着用
- ・職員は従事内容により手袋やフェイスシールドを着用
- ・定期的な換気
- ・投票記載台や老眼鏡、点字器具などの定期的な消毒
- ・使い捨て鉛筆の用意(ご自分で持参した黒色の鉛筆やシャープペンシル、ボールペンでも記入できます。黒以外の筆記用具は、読み取りができないためお控えください)
- ・投票用紙への記載場所は一定の間隔を空けて設置
- ・期日前投票所における混雑・集中緩和のため、選挙管理委員会ホームページで投票者数に関する情報を提供

#### ○有権者の皆さんにもご協力をお願いします

- ・マスクの着用、咳エチケット
- ・手指のアルコール消毒(アレルギーなどにより消毒が困難な方は、係員までお申し出ください)
- ・並ぶ際は一定間隔を確保
- ・積極的な期日前投票の活用(投票所入場整理券の裏面にある宣誓書を記入の上ご持参ください)

選挙管理委員会事務局 ☎443-1113